

刑事施設 入所から出所までの流れ



刑事施設 入所から出所までの流れ

・受刑の意義
・施設内での生活全般
等の指導

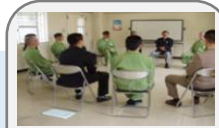
- 基礎的作業：社会人として勤労生活を円滑に継続していくために必要となる職業上の基礎的な能力を身に付けさせる作業
- 機能別作業：コミュニケーション能力や認知機能など特定の機能・能力を向上等させる作業
- 職業訓練：職業に必要な免許・技能を取得させる訓練（建設機械科、介護福祉科、情報処理技術科等）

・社会復帰の心構え
・保護観察制度
・社会保障
等の指導

入所

刑執行開始時調査

刑執行開始時の指導



教育学等の専門職員
(教育専門官、
処遇カウンセラー)

作業

矯正処遇の実施
(受刑者に対して義務付け)



作業指導の専門職員
(作業専門官)

釈放前の指導

出所

受刑者の資質と
環境に関する科
学的調査



心理学等の専門職員
(心理専門官)

○一般改善指導

広く受刑者一般に対し、犯罪の責任を自覚させ、健康な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識や生活態度を習得させるために行う指導です。

○特別改善指導

改善更生や円滑な社会復帰に支障を来す受刑者の個別の事情を改善するために行う指導です。以下の6種類があります。

①薬物依存離脱指導

薬物に依存していた自己の問題を理解させた上で、再乱用しないための具体的な方法を習得させます。
薬物依存からの回復を目指す民間自助団体等の協力を得るなどして実施しています。

②暴力団離脱指導

暴力団に加入していた自己の問題点について考えさせ、暴力団の反社会性を学ばせるとともに、離脱の具体的な方法を検討し離脱の決意を固めさせて、出所後の生活設計を立てさせます。

③性犯罪再犯防止指導

性犯罪につながる自己の問題性を認識させ、その改善を図るとともに、再犯しないための具体的な方法を習得させます。

対象者の再犯のリスクや問題性の程度に応じて実施するプログラムが指定され、認知行動療法をベースとしたグループワークを中心とした指導を行います。

④被害者の視点を取り入れた教育

被害者の命を奪い、又はその心身に重大な被害をもたらすなどの罪を犯した者に対して、罪の大きさや被害者遺族等の方の心情を認識させるとともに、再び罪を犯さない決意を固めさせます。

被害者・遺族の方による講演や視聴覚教材も取り入れながら被害者等の心情を理解させ、具体的な謝罪及び被害弁償の方法についても考えさせます。

⑤交通安全指導

交通違反や事故の原因について考えさせ、遵法精神、人命尊重の精神を育てます。

被害者の生命や身体に重大な影響を与える交通事故を起こした者や重大な交通違反を繰り返した者が対象です。

⑥暴力防止指導

自己の暴力に至るパターンを理解し、被害者に対する影響及び責任を認識させるとともに、適切に自己の考え及び感情を表現するための具体的な方法を習得させます。
暴力全般の問題を扱うプログラムに加え、児童虐待やDVを行った者には、それぞれのプログラムも実施します。

社会復帰支援

○就労支援

ハローワークの相談員やキャリアコンサルタント等の資格を有する就労支援スタッフ等と連携し、出所後の速やかな就労の確保とその継続のため、職業相談等の支援を実施しています。また、雇用主の採用活動支援のため、コレワークにおいて情報提供を行っています。

○福祉的支援

保護観察所が行う生活環境の調整において、釈放後の帰宅先等の調整が進められますが、高齢又は障害を有し、釈放後に福祉サービス等が必要な受刑者については、刑事施設の社会福祉士などが、保護観察所や地域生活定着支援センター等の関係機関と調整を行います。

○補習教科指導

小・中学校程度の学校教育に準じた指導を行います。

○特別教科指導

高校・大学程度の学校教育に準じた指導を行います。また、施設内において高卒認定試験を実施します。

○余暇活動の援助

余暇時間帯における援助として知的、教育的活動及び運動競技等を実施しています。これらの活動には、様々な分野の民間協力者の方々のお力添えが欠かせません。

○宗教上の行為等

民間人である教誨師を施設に招へいし、信仰を有する者、宗教を求める者などに対して宗教活動の便宜を図っています。また、宗教教誨のほかにも民間の篤志家による専門的知識や経験に基づいた助言・指導も活発に行われています。